

## (仮称) 島牧豊岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	本地点の詳細な風車配置は、今後現地調査等の結果、自治体、地域の皆さまや地権者さま等との対応結果等を踏まえ、工事計画と共に検討を進めていきます。前倒し調査の実施については、これらの状況を踏まえ検討してまいります。前倒し調査を実施する場合は、希少猛禽類を対象とした鳥類調査（定点調査）、最早で2026年冬季より開始する可能性があります。なお、実施にあたっては、調査時期、調査方法、調査地点に関しては事前に専門家へヒアリングを行う予定です。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトにおける、本配慮書のインターネットでの公表期間は意見募集期限までとしており、また、電子縦覧図書のダウンロード・印刷はできず、閲覧のみとなっています。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしており、さらに、令和7年6月20日には、アセス図書の継続公開に関する内容などを含む「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布されていますので、これらのことを踏まえてご回答願います。	ご指摘のとおり広く環境保全の観点から意見を求められるように、図書の公表について利便性の向上に努めることは重要との認識を持っており、さらに、図書の印刷については、縦覧場所において複製のお申出を受付しているほか、電子縦覧図書の公表期間終了後も閲覧及び複製のお申出があれば対応する予定です。なお、不特定多数による営利目的の図書の使用及び複製等への懸念があることから、電子縦覧図書のダウンロード及び縦覧期間終了後の電子縦覧図書のインターネットによる公表の継続については実施いたしません。
			2次	①縦覧者数と縦覧期間におけるインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれご教示ください。また、その数値を見て、相互理解への効果について、どのようにお考えでしょうか。 ②アセス図書の継続公開に関する内容などを含む改正法については、11月14日に環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、令和8年4月1日に施行されることとなりましたが、今後の環境影響評価図書はこれに則って公表するのが、見解を伺います。	①図書の縦覧者数については以下のとおりです。 ・縦覧箇所での図書縦覧者数：5名 ・インターネットによる電子縦覧アクセス数 【配慮書】：437回 【要約書】：115回 地域住民等の中には縦覧箇所縦覧される方もいらっしゃる実績が確認できますが、個別の状況によって縦覧箇所での縦覧が叶わない方々についてもインターネットを通して閲覧することで、シームレスに図書の確認ができている点が地域住民等の相互理解に役立っていると認識しておりますが、今後とも可能な限り、地域の皆様に説明する機会を設けたいと考えております。 ②法改正については承知しておりますが、不特定多数による営利目的の図書の使用及び複製等への懸念があることから、縦覧期間終了後の電子縦覧図書のインターネットによる公表の継続については実施いたしません。一方で、1次回答のとおり、図書の公表期間終了後も閲覧や複製のお申し出があれば対応する予定であり、環境省図書館における配慮書図書の公開についても応諾する等し、可能な範囲で環境影響評価図書に係るコミュニケーションの充実に努めてまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	関係自治体や住民の皆様は事業についてご理解いただくことは大変重要と考えており、自治体への情報提供はもとより、自治会や地権者をはじめとした地域の皆さまに対しても個別に事業計画を説明し、単に事業の推進の観点によらずご意見を伺う等、様々な観点で取り組みを進めています。 今後とも、可能な限り丁寧な説明やご理解が深まる機会の創出に努めるとともに、幅広くご意見を伺いながら頂戴したご意見に真摯に対応させていただくこと等を通じ、相互理解が深まるよう努めてまいります。
			2次	①自治会や地権者をはじめとした地域住民からどのような意見が出されたのか、ご教示ください。また、それに対する事業者の見解をお示しください。 ②1次回答にある「可能な限り丁寧な説明やご理解が深まる機会の創出」について、具体的にはどのようなことを想定しているのか、現時点の構想で構いませんのでご教示ください。	①住民向けの事業説明会にて、風力開発による環境影響、風車による身体への影響や他事業者との調整状況を懸念するご意見等を頂戴しました。これらは地域住民による貴重な意見等であるため、事業者として十分に配慮し、必要に応じて専門家等の意見も踏まえながら、今後の説明や事業計画を検討してまいりたいと考えております。 ②環境影響評価法に基づく説明会にて、丁寧な事業説明を実施するとともに、自治会や地権者をはじめとした関係者に対して、本事業に係る風車配置、風車仕様、工事計画を説明してまいります。
1-4	-	関係機関との協議	1次	「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」に関し、防衛省への事前相談を行っているかご教示ください。	2025年3月に防衛省防衛政策局へ事前相談を行っており、2025年6月に電波障害に関して影響ない旨の回答を受領しております。

## 2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。	環境影響評価の手续を通じて、動植物の種の保全や外来種対策、生態系の機能の維持等を適切に実施することがネイチャーポジティブに係る取組と認識しています。なお、方法書以降の手续において、ネイチャーポジティブに係る取組の記載を検討します。
2-2	5	図2.2-1(2)事業実施想定区域の位置	1次	ページの北部の風力発電機の設置予定範囲にはNHKの中継所が存在しますが、風力発電機の設置により、本中継所への影響はないのでしょうか。	歌島高原にNHKの中継所があることは把握しております。また歌島高原には、このほか北海道開発局他の無線基地もあることを把握しており、一部ヒアリング等を実施しています。今後の風車配置、風車機種の選定にあたっては電波障害が発生しないよう選定したいと考えております。
			2次	「一部ヒアリング等を実施」とのことですが、今後、当該地に存在する無線基地等を所管する機関すべてにヒアリング等の対応がなされるという認識でよろしかったでしょうか。今後のヒアリングの検討状況について事業者の見解をご教示ください。	風車の設置に伴う電波障害の有無について確認する必要があることから、無線基地等を所管する機関すべてにヒアリング等の対応を行う予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-3	9	2. (2)法令等による制約を受ける範囲の確認	1次	<p>①保安林について、土砂流出防備保安林及び干害防備保安林は可能な限り風力発電機設置想定範囲には含まれないよう検討したとのことですが、防風保安林及び水源かん養保安林は事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲内に含まれています。これらの保安林を区域等から除外することを検討する必要がないと判断した理由をご教示ください。 また、何をもち「可能な限り」としたのか、具体的な検討内容をお示しください。</p> <p>②保安林の区域の内、事業実施想定区域から除外しなかった区域における改変行為によって、保安林（土砂流出防備保安林・水源かん養保安林・干害防備保安林）の機能低下による影響が生じないよう、図書に記載のある「必要に応じて関係機関と協議」を行った上で、P278に記載のある留意事項のほか、具体的にどのような対応を行うことを予定されているかご教示ください。</p> <p>③砂防指定地や土砂災害警戒区域などは事業実施区域に含まれないよう検討したとのことですが、崩壊土砂流出危険地区を事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲から除外しなかった理由についてご教示ください。</p>	<p>①本地点の詳細な風車配置は、今後現地調査等の結果、自治体、地権者さま、地域の皆さま等との対応結果等を踏まえ、工事計画と共に検討を進めていきます。 事業計画や工事計画の熟度が低い現時点では、風力発電機設置想定範囲へのアクセス道路の造成、現地の地形条件から、切土、盛土等の可能性のある範囲を考慮し、尾根や丘陵を基本とした地形単位で広めに設定しているため、現段階においては、保安林の分布を把握し、今後は検討の熟度に応じて、絞り込みを行うことで考えております。「可能な限り」とは、現時点において、地形等の制約により土工事による保安林内の改変範囲が大きくなる可能性がある箇所を除外したことを示しています。</p> <p>②国有保安林を所管する後志森林管理署には事前に事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲についてご説明させていただいております。今後、風車配置やアクセス道路等詳細を検討していく段階で、保安林の機能の観点からも、改変の可否について協議していく予定でおります。</p> <p>③①にも記載のとおり、現時点では工事計画の熟度が低いため、改変する可能性がある範囲を広めに設定しております。今後、詳細検討を進めるにあたっては、これらの区域を極力回避するよう検討します。</p>
2-4	17	図2.2-7 (1)	1次	<p>①「寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林」について、事業実施想定区域から除外しなかった理由についてご教示ください。また、同保護林は今後改変予定があるか、改変する場合どのような改変が行われるかご教示ください。 また、直接改変がない場合、環境影響の回避・低減に向けた取組について、事業者の見解を伺います。</p> <p>②P85を見ると、カシワ林と風力発電機設置想定範囲が一部重複しています。保護林の設定目的を考えると、カシワ林全体への影響を回避する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。 また、同保護林の外周域においてカシワの樹木が確認された場合、どのような対応を検討しているのか、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。</p>	<p>①現時点では風車配置及びアクセス道路等において未確定事項が多いので事業実施想定区域を広めに設定しておりますが、当該保護林は風力発電機設置想定範囲から除外しております。アクセス道路や一時用地としては、現地調査の結果、森林管理署との協議及び専門家へのヒアリング等を踏まえ、当該地点の改変を極力回避するよう検討致します。</p> <p>②ご指摘のとおり、カシワ林全体への影響も考慮する必要がありますと認識しております。今後現地調査により現況を把握するとともに、事業実施に伴う影響について専門家へヒアリングを行う等、適切な対応をまいります。</p>
			2次	<p>①1次質問①の回答で「当該地点の改変を極力回避する」としていますが、回避できない場合はどのような場合が想定されるか、見解を伺います。</p> <p>②1次質問②の回答での「現地調査により現況を把握する」について、保護林の外周域のカシワの樹木の確認も含むものであるのか、ご教示ください。</p>	<p>①保護林に対しては改変を行うことは考えておりません。また、保護林の近傍については、専門家の意見を踏まえながら、影響の回避に努めます。</p> <p>②風車配置及びアクセス道路等の検討状況を踏まえ、保護林の外周域のカシワの樹木の確認も含め調査を実施します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	20	図2. 2-7 (4)	1次	<p>①事業実施想定区域内に住宅等が存在していますが、区域内に存在しないよう設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>②配慮が特に必要な施設及び住宅等と風力発電機設置想定範囲は500m以上の離隔になるよう検討したとのことですが、500m以上の離隔になるよう設定した根拠と、その離隔で十分であると判断した理由をお示しください。</p>	<p>①当該箇所はアクセス道路等として使用する可能性のあるエリアとして事業実施想定区域に含めております。配慮書においては、工事計画の熟度が低いことも踏まえ、事業実施想定区域は既存の道路等に対してある程度の幅を取って記載しておりますが、アクセス道路については、既存の道路の整備を基本に考えており、住宅部の改変について、現時点では考えておりません。方法書以降においてはその範囲が絞り込まれるものと考えております。</p> <p>②「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（環境省、2011年）において、「苦情等を寄せている者のうち、風力発電設備から最も近い住宅までの距離は400m未満が最も多い」との記載があることから、検討の初期値として500mを設定し、以降の調査・予測・評価の結果を踏まえ、適切な離隔をもった風車配置を検討していくことで考えております。近年の風力発電機の大型化を鑑みると、影響範囲も大きくなっているものと思料しており、500mの離隔で十分であるとは考えておらず、今後の方法書以降の手続きでは、住宅との離隔距離をさらに確保できるように風力発電機等の配置を検討します。</p>
2-6	22	1. 風力発電機	1次	<p>①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定することを検討されるでしょうか。現時点で、このような機種を選定する見込みについてご教示ください。</p> <p>②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で数値を検討されることを想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてご教示ください。</p>	<p>①現時点では事業計画の熟度が低いため、機種選定の見込みについてはお示しできませんが、今後の検討においてバードストライクやバットストライクの発生の恐れがある場合は、それらの発生の防止のため、方法書以降の手続きにおいて専門家から助言・指導をいただきながら、風車の機種選定も含め対応を検討します。</p> <p>②現時点では風車の最大高さやローター直径等については、広く採用の可能性がある機種を考慮して記載しています。今後の検討においてバードストライクやバットストライクの発生の恐れがある場合は、それらの発生の防止のため、方法書以降の手続きにおいて専門家から助言・指導をいただきながら、風車の機種選定も含め対応を検討します。</p> <p>③前述のとおり、現時点では機種選定の見込みについてはお示しできませんが、風車の選定にあたっては、風車メーカーから発生音等に関する情報収集を行い、騒音の影響を低減するよう努めます。</p>
2-7	23	1. 発電機の配置計画	1次	<p>方法書において、風車配置案が土地所有者との協議等を理由として、示されない場合がありますが、発電所に係る環境影響評価の手引（p.53）において、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい」とされています。このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、ご教示ください。</p>	<p>詳細な風車配置及び工事計画等は、今後現地調査等の結果、自治体、地権者さま、地域の皆さま等との対応結果等を踏まえ検討を進めていきます。設置予定位置については、方法書においてお示しできるように努めます。</p>
			2次	<p>事業実施想定区域内に普通河川が流れているため、風力発電設備など具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者と打ち合わせをしてください。</p>	<p>風力発電設備等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打ち合わせを行います。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-8	23	1. 工事計画の概要	1次	<p>①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することではなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会）  <a href="https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf">https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</a></p> <p>③事業実施想定区域内における道路の新設又は既存道路の使用・拡幅の計画について、現時点での想定がありましたら、図をご提示いただくなどしてご教示ください。また、同ルートは方法書では示されるのかをご教示ください。</p>	<p>①緑化の手法等については、早期緑化によるメリットと、生物多様性の低下リスクに関するデメリットを十分に考慮し、専門家から助言・指導をいただくとともに関係機関（森林所有者や管理者等）と協議しながら検討します。</p> <p>②ご記載のとおり、今後の事業計画や工事計画において、斜面・法面緑化工を計画する場合、早期に専門家に相談のうえ、適切な緑化検討に努めます。</p> <p>③現時点では風車配置及びアクセス道路等において未確定事項が多いので、道路の新設、拡幅についてはお示しできませんが、改変範囲については必要最小限となるように努めます。また、今後の風車配置等の検討状況によりませんが、アクセス道路のルート計画については風車配置と合わせて方法書においてお示しできるように努めます。</p>
2-9	25-26	2.2.8 その他の事項	1次	<p>①事業実施想定区域及びその周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。また、他事業との累積的影響について、今後、どの項目をどのように検討していく予定か具体的にご教示ください。</p> <p>②（仮称）島牧風力発電事業をはじめ、本事業の事業実施想定区域は大部分が他事業と重複している状況ですが、土地の改変等に係る他事業の事業者との協議状況についてご教示ください。</p> <p>③（仮称）島牧郡島牧沖洋上風力発電事業は配慮書手続は終了しておりますので、方法書で修正してください。</p>	<p>①②稼働中もしくは計画中の事業については、HPや環境影響評価図書等、公開されている情報を収集しているほか、一部の事業者とは個別に調整を開始したところです。今後、それぞれの事業者の事業計画の熟度が高まっていく過程で、風車配置や仕様等の情報について共有・連携を図ります。累積的影響を評価する項目としては騒音、風車の影、動物、景観を想定しております。</p> <p>③ご指摘のとおり、方法書にて修正致します。</p>
			2次	<p>①1次質問①の回答に挙げている累積的影響の対象について、生態系や人と自然との触れ合いの活動の場についても累積的影響が及ぶ可能性はないでしょうか。</p> <p>②同地域においては、他の事業者が風力発電設備の建設を計画していることから、様々な累積的影響が懸念されるので、他の事業者とも調整し、影響の低減を図り、事業を実施してください。特に、既設風力発電事業や建設中の事業等、風車の配置や機種等の累積的影響の予測及び評価に必要な情報がある程度把握できる事業に関しては、可能な限り定量的な予測及び評価を実施していただきたいと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>①生態系については、累積的影響が及ぶ可能性があると考えており、動植物と同様に方法書段階で専門家のご意見を伺いながら累積性を定量的に評価するよう検討します。また、人と自然の触れ合いの活動の場については、工事の実施による一時的な影響については累積的影響が及ぶ可能性があると考えており、事業者間で工事内容や工事時期の確認を行いながら影響低減に努めます。</p> <p>②様々な累積的影響が懸念されるので、他の事業者とも調整し、影響の低減を図り、事業を実施します。特に、既設風力発電事業や建設中の事業等、風車の配置や機種等の累積的影響の予測及び評価に必要な情報がある程度把握できる事業に関しては、可能な限り定量的な予測及び評価を実施いたします。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	37 42 43 45	公害苦情、水質汚濁に係る苦情、土壌汚染に係る苦情、地盤沈下に係る苦情の発生状況	1次	関係町村へヒアリングを行った結果について記載がありますが、ヒアリングを実施された年・月をご教示ください。	関係町村へヒアリングを実施した年月は以下のとおりです。 ・島牧村：2024年11月 ・寿都町及び黒松内町：2024年12月
			2次	北海道内において、3,000平米以上(有害物質使用特定施設のある(あった)土地に関しては900平米以上)の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、知事に届け出る必要があるので、当該工事に着手する30日前までに北海道庁環境生活部環境保全局循環型社会推進課に届出書を提出してください。	3,000平米以上(有害物質使用特定施設のある(あった)土地に関しては900平米以上)の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、当該工事に着手する30日前までに届出します。
3-2	38- 39	1. 水象の状況	1次	①歌島沼は事業実施想定区域に含まれているのでしょうか。拡大図を用いてお示しください。含まれている場合は、事業実施想定区域から除外しなかった理由についてもご教示ください。  ②「事業実施想定区域及びその周囲には湧水は確認されなかった。」とのことですが、関係町村に確認をしているのでしょうか。している場合は確認結果をお示しください。していない場合は、しなくてよいと判断した理由をお示しください。  ③事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲内に複数の河川が存在しますが、河川敷地や沢筋の改変は予定されているのでしょうか。予定されている場合は、どのような施工を行う予定かご教示ください。	①歌島沼は事業実施想定区域に含めておりません。別紙1にて拡大図をお示し致します。  ②「北海道の代表的な湧水」( <a href="https://www.env.go.jp/water/yusui/result/sub2/hokkaido.html">https://www.env.go.jp/water/yusui/result/sub2/hokkaido.html</a> )を基に整理致しました。当該サイトは、全国の市区町村宛にアンケートを行ったものを取りまとめたものとなります。なお、関係町村へは地下水の利用についてヒアリングを実施しており、事業実施想定区域では利用がないことを確認しております。なお、本文中の「北海道HP、閲覧：2025年6月」は「環境省HP、閲覧：2025年6月」の誤りでしたので、方法書で修正致します。  ③基本的には風車及びアクセス道路は、丘陵地に設置されるため、現段階では河川等における改変は予定しておりません。
3-3	51	図3.1-8重要な地形・地質	1次	重要な地形・地質である海成段丘の「泊一弁慶岬段丘」が事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲と重複していますが、除外しなかった理由についてご教示ください。	「泊一弁慶岬段丘」は、段丘面上の多くの地点で、道路や住宅が設置され生活の場等として広く利用されています。事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲の設定では、段丘面上の既設道路からのアクセス道路及び段丘面上における一部造成を想定していますが、いずれも、段丘面としての地形の形状を大きく改変するような開発ではないことから、除外しておりません。なお、工事計画の検討にあたっては、改変範囲を最小限に収めるよう努めてまいります。
			2次	「段丘面としての地形の形状を大きく改変するような開発ではない」について、何を根拠に「大きく改変するような開発ではない」と判断したのか見解を伺います。	基本的には、当該地点で検討している工事用道路等は既存の道路の拡幅や、段丘面上を通過する国道からの接続道路等を検討しております。これらは、段丘崖の開削、段丘面内の大規模な開削等、地形的特徴を変更させる施工ではなく、原則、現地形に沿った施工を検討していることから、地形面としての特徴を大きく改変するものとは考えておりません。検討にあたっては、その範囲を極力最小限にすることで、影響の低減を図るとともに、方法書において区域の絞り込みを行います。
3-4	56	表3.1-9 動物相の概要	1次	両生・爬虫類の参照文献となっている「北海道爬虫類・両生類ハンディ図鑑(北海道新聞社、2011年)は増補新版が発行されています。こちらを確認の上、情報の更新が必要ないか、事業者の見解をご教示ください。	ご指摘の文献について確認したところ、参照した内容に更新はございませんでした。
			2次	底生動物の注目種に二ホンザリガニが含まれていますが、これらを含む重要種の生息に配慮して調査、予測及び評価を実施し、それに基づいた風車配置とするのか、事業者の見解を伺います。	二ホンザリガニは文献でも島牧村に生息しているという情報があり、本事業地でも広葉樹が分布している河川や小沢があれば生息している可能性があるかと認識しております。風車は沢地に配置することは考えておりませんが、現地調査に際しては、河川や沢等の湿地があるか留意し、適切に予測及び評価をしたいと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-5	67	③鳥類の渡り経路等	1次	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、平成27年9月修正版)において、猛禽類の春季及び秋季ごとの渡り経路が示されていますが、本事業実施想定区域と当該渡りルートとの位置関係をご教示ください。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、平成27年7月修正版)における、猛禽類の春季及び秋季ごとの渡り経路と本事業実施想定区域との位置関係は別紙2に示すとおりであり、ハチクマとノスリの渡りルートに関しては、事業実施想定区域の周囲を通過しているものと想定されます。
3-6	73	図3.1-13 センシティブティマップ(注意喚起メッシュ)(陸域版)	1次	事業実施想定区域周辺が、海ワシやチュウヒ、クマタカの生息情報により、鳥類のセンシティブティマップ(注意喚起メッシュ)の注意喚起レベルA3及びBに指定されていますが、これを受け、今後どのように環境影響評価を実施していくか、予定についてご教示ください。	方法書以降の手続きにおいて、専門家の助言・指導を仰ぎながら、適切に調査、予測及び評価を実施いたします。また、環境保全措置の実施についても、予測及び評価の結果を踏まえ、専門家の助言・指導を仰ぎながら検討いたします。
			2次	近年、道内各地で尾根付近のササ原で営巣するチュウヒが確認されています。当事業地でもこうしたチュウヒが生息している可能性があります。一方、この繁殖生態は近年まで知られておらず、従来の文献では十分な知見が利用できないことから、周辺事業での確認状況を調べたり、事業地にこうしたチュウヒの繁殖適地があるのかどうかや生息状況に関するヒアリングを実施したりする必要がありますと考えますが事業者の見解をお示しください。	方法書手続きにおける専門家へのヒアリングに際しては、ご指摘頂いたチュウヒの繁殖生態、繁殖適地についても意見聴取するほか、周辺事業でのチュウヒの確認状況についても把握するよう努めます。
3-7	74-75	重要種の分布図	1次	「北海道の猛禽類 2020年版」(北海道猛禽類研究会)において、猛禽類の分布メッシュが示されていますが、本事業実施区域と当該メッシュの重複状況をご教示ください。	「北海道の猛禽類 2020年版」(北海道猛禽類研究会)記載の猛禽類の分布メッシュとの重複状況は別紙3にお示しするとおりです。
			2次	1次回答で提示された図を確認すると、クマタカなどの生息確認メッシュと事業実施想定区域のメッシュが重複していますが、こちらを受け、今後どのように環境影響評価を実施していくか、現段階の想定で構いませんので、調査方法をご教示ください。	クマタカ等の行動圏として、当該メッシュエリアをどのように利用しているかという点に着目し、専門家の意見も踏まえながら適切な調査を実施し、影響予測・評価を行います。現時点では、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年環境省)や「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」(令和6年環境省)に準拠した行動圏解析を行うことを想定しております。
3-8	82	(2)植生の概要②植生	1次	事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲内に植生自然度10才オオモギオオイタドリ群団や植生自然度9の子シマザサ・ブナ群集Ⅳ等が含まれていますが、事業実施想定区域等から除外しなかった理由についてご教示ください。	現時点では事業計画の熟度が低く、風車配置やアクセス道路等において未確定事項が多いことから、改変する可能性がある範囲を広く設定しており、植生自然度10及び9のエリアも含まれておりますが、これらのエリアについては、優先的に保全を図るべき植生と認識しておりますので、方法書以降の手続きでは、現地の状況をしっかりと確認、把握し、専門家の意見もヒアリングの上、改変範囲から除外するよう努めます。
3-9	101	図3.1-18 重要な植物群落等	1次	事業実施想定区域及びその周囲には植生自然度9の森林が分布しており、一部が風力発電機設置想定範囲と重複しています。特に、区域南部にある自然度9の森林は子シマザサ・ブナ群落となっており、当該区域周辺が北限のブナ林とされていることを踏まえると、極力伐採を回避するのが望ましいと考えますが、現段階で区域から除外できなかった理由についてご教示ください。	現時点では事業計画の熟度が低く、風車配置及びアクセス道路等において未確定事項が多いことから、改変する可能性がある範囲を広く設定しております。しかしながら、ブナ群落のみならず、植生自然度10及び9のエリアについては、優先的に保全を図るべき植生と認識しておりますので、方法書以降の手続きでは、現地の状況をしっかりと確認、把握し、専門家の意見もヒアリングの上、改変範囲から除外するよう努めます。
			2次	「方法書以降の手続きでは～専門家の意見もヒアリングの上」とありますが、質問番号4-10の1次回答において、黒松内ふなセンターのスタッフへのヒアリングに関し、「方法書の検討に際してはヒアリングを実施したい」との回答があったことを踏まえ、植物の専門家ヒアリングは方法書の検討段階で実施される見込みという認識でよろしいでしょうか。	植物の専門家ヒアリングは方法書の検討段階で実施する予定です。
3-10	112	表3.1-29(1) 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準	1次	⑥の保安林について、「重要な自然環境のまとまりの場」の項目が「○」のみとなっていますが、本項目に該当するという意味でよろしかったでしょうか。他の項目では選定基準のうち該当するものを具体的にあげているので、方法書では、該当する保安林の種別を記載するようにしてください。	ご記載のとおり、該当するという意で「○」を付しておりました。方法書では、該当する保安林の種別を記載致します。なお、該当する保安林は以下のとおりです。 ・水源涵養保安林 ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・干害防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	122 126	表3. 1-30主要な眺望点 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>①主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場についての関係町村へのヒアリング結果の概要をご教示願います。</p> <p>②自治体のほか観光協会等の関係団体へのヒアリングを実施している場合は、その概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示ください。</p> <p>③「歌島高原」について、眺望点として1点示されていますが、面的に広がっている高原であれば、複数の眺望点があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>④他の眺望点の出典となっている「シママキマインド」では、「島牧ウインドファーム」を挙げており、「黒松内から島牧に向かえば海も見えてオススメです。」とあることから、累積的な影響も考慮して、島牧ウインドファームがある道道523号線美川黒松内線を主要な眺望点として選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>⑤P122の表にある磯谷高原の眺望状況等の欄に、星空観察に関する記載がありますが、星空の眺望方向と本事業が重複する可能性はあるのでしょうか。事業地から距離があり図郭外となっていますが、星空観察の場として利用されている場合、眺望に支障が生じることが懸念されることから、人と自然との触れ合いの活動の場を選定するのが望ましいと考えますが、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①主要な眺望点、主要な景観資源、人と自然との触れ合い活動の場について事前に選定し、そのリストについて不足箇所がないかを関係町村へヒアリングをしました。その結果、各町村から不足なしとの回答を受領しました。</p> <p>②現時点では観光協会等の関係団体へのヒアリングは実施しておりません。今後、風車配置等の計画熟度が高まった段階で関係団体へのヒアリングを行うことを検討します。</p> <p>③眺望点の出典としているHP(シママキマインド)において、「NHK中継所付近からの景色が絶景ポイント」との記載があることから、配慮書では当該地点を代表として表示しております。複数の眺望点がある可能性も否定できないため、眺望点としての利用状況について、今後自治体へヒアリングを行う予定であります。</p> <p>④上記同様、道道523号線美川黒松内線に関しても自治体へヒアリングを行い、眺望点として特定の箇所がある場合には、方法書手続き以降で追加選定することを検討致します。</p> <p>⑤星空の眺望方向は不明であります。出典としたHP(寿都町)において、「360度のパノラマ」と記載があることから、事業地と重複する可能性はありと考慮しております。しかしながら、磯谷高原と風力発電機設置想定区域は10.4km以上の離隔があり、垂直見込角は1.0度以下と見込まれます。垂直見込角1.0度は「十分見えるけれど景観的にはほとんど気にならない」とされており、星空観察を行う時間帯が夕方～夜であることを鑑みると、星空観察の眺望に対する影響はないものと考えます。また、関係町村へは、人と自然との触れ合い活動の場についてもヒアリングを行っており、選定箇所に不足がないことを確認しております。以上のことから、現時点では人と自然との触れ合いの活動の場を選定する必要はないと考えておりますが、今後、星空観察の実施状況、眺望方向(角度)、夜間の景観等に関する情報収集を行い、その結果を踏まえ、方法書以降で、人と自然との触れ合い活動の場の選定について検討いたします。</p>
			2次	<p>本事業の事業地からは離れていますが、利尻島では約20km離れている稚内方面が明るすぎるため、星空観察の活動に影響が出ているとの指摘が過去にありました。また、本事業地の周辺では、多くの風力発電事業が予定されており、航空障害灯による星空観察への影響は現状より増していくことが想定されます。このことを踏まえると、星空観察への影響は、1次質問⑤の回答で示されているような垂直見込角だけでなく、航空障害灯による影響も考慮した調査、予測及び評価が必要になると考えられますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>ご指摘のとおり、垂直見込角のみで航空障害灯による星空観察への影響を判断することはできないと考えます。利尻島の事例に関してはその内容を確認した上、方法書以降の検討を考慮していきたいと考えております。星空観察の影響については、自治体等に実施状況、観測対象等のヒアリングを行った上で、航空障害灯の見え方等も考慮し、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-22	139- 145	3.2.2 土地利用の状況 2.土地利用規制の状況	1次	<p>①事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので、留意願います。</p> <p>②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、ご配慮願います。</p> <p>○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地または採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について農業委員会と十分調整願います。</p> <p>○農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。</p>	<p>①事業実施想定区域の一部は農業地域及び森林地域に重複しています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、必要な手続きを行い進めてまいります。</p> <p>②事業予定地が、農地法に規定する農地または採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について農業委員会と十分調整いたします。また、事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮いたします。</p>
			2次	<p>③事業実施想定区域及びその周囲には、地域森林計画対象民有林があり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため後志総合振興局産業振興部林務課と打合せしてください。</p> <p>なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。</p> <p>【新規許可の場合の審議会諮問基準】</p> <p>(1) 開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。</p> <p>(2) 開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。</p> <p>(3) 開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。</p> <p>(最新の水資源保全地域については別途確認してください。)</p>	<p>③地域森林計画対象民有林において、1haを超える開発行為を行う場合は、後志総合振興局産業振興部林務課と打合せするとともに、その開発内容に応じ、北海道森林審議会の答申を受ける等必要な手続きを行います。</p>
3-12	145	図3.2-3(1)土地利用基本計画図(森林地域)(広域)	1次	<p>事業実施想定区域内には国有林を含みますが、現時点で森林管理署と協議を行っていただければ、協議概要についてご教示ください。(協議を行った時期、森林管理署からの助言等)</p>	<p>2025年6月に、後志森林管理署に対して事業エリア、事業スケジュール等の概要を説明した他、今後の調査に係る許認可手続きについて確認をしております。今後、事業計画熟度が高まった段階で、保安林の取り扱い等の協議をさせて頂く予定でおります。</p>
3-13	151- 155	3.2.3 1.河川、湖沼及び地下水の利用状況	1次	<p>事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲の設定に当たって、利害関係者(関係町村の水道所管部局、農業団体及び漁業団体)と協議等が行われたものをご教示ください。</p> <p>また、今後の協議実施に係る事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>関係町村には地下水、農業用水、簡易水道の源水の取水位置についてヒアリングしております。</p> <p>今後、風車配置や工事計画の熟度が高まった段階で、関係各所と協議してまいります。</p>
3-14	151	1.河川、湖沼及び地下水の利用状況	1次	<p>事業実施想定区域周囲に住宅等が存在しますが、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針についてご教示ください。</p>	<p>関係町村には飲用井戸を含めて地下水の利用状況についてヒアリングしております。島牧村の一部で利用しておりますが、事業実施想定区域周囲での利用はないとの事でした。</p>
			2次	<p>事業実施想定区域下流に、簡易水道事業の水源があります。水源水質に影響がないか、調査を実施した上で影響を予測してください。</p> <p>特に表流水を水源とする水道事業は事業の影響を強く受けることが予想されますので予測結果を基に事業実施想定区域の変更など、必要な配慮を行ってください。</p>	<p>簡易水道事業の水源に関しては、水源水質に影響がないか、適切に調査、予測評価を行った上で、その結果を踏まえ、水道事業に影響を与えないよう検討を進めてまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-15	152	(2) 農業及び工業による利用 (3) さけます増殖河川 (4) 内水面漁業権	1次	工業用水について、事業実施想定区域及びその周囲での利用はないとのことですが、どのような調査結果に基づいた記載となるか、確認元を具体的にお示しください。	社団法人日本工業用水協会のHP( <a href="http://www.jiwa-web.jp/database/">http://www.jiwa-web.jp/database/</a> )により事業実施想定区域及びその周囲において工業用水の供給がないことを確認しております。
			2次	<p>直接、風力発電設備の施工場所等ではないが、風力発電設備の運搬経路に隣接する場所には、内水面共同漁業権が設定されているほか、サケマス増殖河川が隣接していることから、海と川を繋ぐ水産動植物の降海や生育等に関する影響の有無について、環境影響評価などによって、地域漁業者等の不安や疑問を払拭するよう、関係先と事前に協議し了解を得て、方法書においてその協議結果を明記してください。</p> <p>○内水面共同漁業権 ・後内共第3号 ※関係先 朱太川漁業協同組合</p> <p>○さけます増殖河川 ・朱太川、太平洋 ※関係先 (一社)日本海さけ・ます増殖事業協会</p> <p>○資源保護水面 大平川 ※関係先 (地独)北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場</p>	風力発電設備の運搬経路に隣接する場所には、内水面共同漁業権が設定されているほか、サケマス増殖河川が隣接していることから、関係先と事前に協議を行い、その結果を方法書において記載いたします。
3-16	153	図3.2-5水道用水の利用状況	1次	寿都町の水道用水取水地点の集水域が事業実施想定区域と重複しているほか、島牧村の水道用水取水地点の集水域が事業実施想定区域だけでなく風力発電機設置想定範囲と重複しています。また、P209では事業実施想定区域内に多くの水源かん養保安林が確認されますが、水質への影響の回避・低減の観点から、今後、事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲の土地改変区域について、どのように検討するのかご教示ください。	現時点では、事業計画や工事計画の熟度が低く、事業実施想定区域については、風力発電機設置想定範囲へのアクセス道路の造成、現地地形条件から、切土、盛土等の可能性のある範囲を考慮し、尾根や丘陵を基本とした地形単位で広めに設定しておりますが、今後の検討においては、水道用水集水域について可能な限り回避するよう努めるとともに、水源涵養保安林についても保安林所管箇所とも協議をし、最小限の改変範囲とするとともに影響を及ぼすことがないよう努めます。
			2次	水道用水集水域について「可能な限り回避するよう努める」とありますが、どのような場合に回避することができないのか現時点の構想で構いませんので具体的に教示ください。	現時点では、風車配置および工事用道路において未確定な部分が多いため想定となりますが、計画にあたっては、水道用集水域の沢地に連続する斜面の改変を可能な限り縮小することや沈砂池を設置すること等により、その影響を極力回避したいと考えております。
3-17	154	図3.2-6農業用水の利用状況	1次	<p>①中ノ川取水口が事業実施想定区域内に存在しますが、風力発電機設置想定範囲とは重複しているのでしょうか。</p> <p>②事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲内と農業用水の集水域や農業用水利用河川、取水地点が重複していますが、水質への影響の回避・低減の観点から、今後、事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲の土地改変区域について、どのように検討することを想定されているかご教示ください。</p>	<p>①別紙4に示すとおり、中ノ川取水口は風力発電機設置想定範囲とは重複しておりません。</p> <p>②現時点では風車配置やアクセス道路等未確定事項が多いことから、事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲を広く設定しておりますが、今後の検討においては、農業用水集水域を可能な限り改変エリアから回避するとともに、農業用水利用河川及び取水地点への影響を回避するよう努めます。</p>
			2次	農業用水集水域について「可能な限り改変エリアから回避するとともに、農業用水利用河川及び取水地点へ影響を回避するよう努める」とありますが、どのような場合に回避することができないのか現時点の想定で構いませんので具体的に教示ください。	現時点では、風車配置および工事用道路において未確定な部分が多いため想定となりますが、計画にあたっては、農業用水利用河川及び取水地点付近に分布する連続した斜面の改変を可能な限り縮小することや沈砂池を設置すること等により、その影響を極力回避したいと考えております。
追加 3-23	156- 158	2. 海域の利用状況	1次		
			2次	事業実施想定区域周辺の沿岸海域には海面漁業権及び定置漁業権が設定されていますので、調査、環境影響評価及び事業実施にあたっては、関係する漁業協同組合等と事前に協議し、同意を得てください。	調査、環境影響評価及び事業実施にあたっては、関係する漁業協同組合等と事前に協議し、同意を得ながら進めてまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-24	177	第3章 3.2 3.2.8 ③水質汚濁	1次		
			2次	「表3.2-33 地下水の水質汚濁に係る環境基準」について、備考欄の記載が令和7年3月31日最終改正で、日本産業規格の標記が改正されています。環境省ホームページの地下水の環境基準ページに改正後の別表が公表されましたので、確認してください。	ご指摘のとおり、日本産業規格の標記が改正されておりましたので、方法書で修正します。
3-18	192	(3)その他の環境保全計画等	1次	寿都町では「寿都町再生可能エネルギー推進基本計画」を定めておりますが、当該内容について追記する必要がないか、事業者の見解を伺います。	方法書において追記致します。
			2次	①1次質問の回答について、当該計画の町との協議状況と今後の対応についてお示ください。  ②P2「第一種事業の目的」において、事業が地球温暖化問題に対する国、北海道等の取り組みに即したものである旨が述べられていますが、左記項目において、道の温暖化対策に係る計画について記載がありません。改めて情報を整理・追記の上、今後のアセス手続きに反映させてください。	①これまでは当該計画に関する協議を実施しておりませんでしたので、今後、寿都町に当該計画の進展状況をヒアリングします。  ②北海道の温暖化対策に係る計画について、改めて情報を整理・追記の上、方法書に反映いたします。
3-19	203	図3.2-14埋蔵文化財包蔵地の指定状況	1次	事業実施想定区域と「ワッカナイ1遺跡」等複数の埋蔵文化財包蔵地が重複していますが、区域から除外しなかった理由についてご教示ください。また、これらは今後改変される予定があるのでしょうか。事業者の見解を伺います。	別紙5にお示し致しますとおり、事業実施想定区域の境界付近には「ワッカナイ1遺跡」「ワッカナイ2遺跡」「ワッカナイ3遺跡」が存在しており、そのうち「ワッカナイ2遺跡」「ワッカナイ3遺跡」が事業実施想定区域内の地点となっております。今後アクセス道路の設置に伴い、当該箇所の周辺を改変する可能性はありますが、改変規模は非常に小さいと想定しております。計画熟度が高まった段階で改変の可能性が生じた場合には、教育委員会とも協議を行い、改変の可否を確認するよう努めます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-25	204- 207	(3) 都市計 画法等の指定 地域関係	1次		
			2次	<p>①令和7年4月1日に北海道景観計画を一部改正し、景観形成の配慮事項及び勧告・協議基準及び命令基準を一部追加しましたので、追記願います。(最新改正：令和7年5月1日)</p> <p>②地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。</p> <p>また、周囲との調和を図るために「北海道景観計画」・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、所管の(総合)振興局及び景観行政団体である黒松内町に事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが円滑に行えるようにしてください。</p>	<p>①北海道景観計画の改正箇所について、方法書において追記いたします。</p> <p>②風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明等により、相互理解の促進に努めます。また、周囲との調和を図るために「北海道景観計画」・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考に、所管の総合振興局及び景観行政団体である黒松内町に事前相談を行う等、景観法に関する手続きを適切に行います。</p>
追加 3-26	208- 209	(4) 国土防災 関係 ①森林法に基づく保安林	1次		
			2次	<p>事業実施想定区域及びその周囲には、保安林に指定されている箇所があるので避けて計画してください。</p> <p>やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、国有保安林は所轄の森林管理署、民有保安林は後志総合振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをしてください。</p> <p>また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。</p> <p>【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】</p> <p>※林野庁所管の保安林におけるものを除く。</p> <p>①転用に係る面積が1ha以上のもの。</p> <p>②転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。</li> <li>・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。</li> </ul>	<p>保安林については、重大な環境影響の懸念される地域であると認識しており、風車配置等の検討にあたっては、保安林内の改変を最小限とし、方法書以降の手続きにおいて区域の絞り込みを行います。</p> <p>やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、国有保安林は所轄の森林管理署、民有保安林は後志総合振興局産業振興部林務課と速やかに協議するとともに、森林法に係る手続きを適切に行います。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-20	208	(4) 国土防災関係 ④地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域 ⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ⑥山地災害危険地区	1次	<p>①法令等に基づく区域ではありませんが、地すべりに注意が必要な区域を確認するために、地震ハザードステーションで公開されている地すべり地形の分布図を確認することも有効だと考えられます。すでに把握されており、区域内及び周辺に分布情報がある場合は図でお示しください。 また、把握されていない場合は、今後の行う見込みがあるかご教示ください。 地震ハザードステーション <a href="https://www.j-shis.bosai.go.jp/landslidemap">https://www.j-shis.bosai.go.jp/landslidemap</a></p> <p>②P213の図3.2-16(4)を確認する限り、事業実施想定区域西部に土砂災害警戒区域が含まれているように見えますが、記載内容を修正する必要はないでしょうか。重複状況について改めてお示しいただき、もし重複している場合は今後の対応についてもお示しください。</p> <p>③事業実施想定区域内に山地災害危険地区が存在しており、一部が風力発電機設置想定範囲と重複していますが、これらの重複箇所において、切盛土等の土地の改変行為を行う可能性はあるのでしょうか。どのような行為を行う予定としているのか、ご教示ください。</p>	<p>①地すべり地形については、北海道の地すべり地形分布図、1:50,000地すべり地形分布図(防災科学研究所)等により、地すべり地形を把握しております。また、今後の検討にあたっては上記文献調査の結果の他、地形判読等による確認を行いつつ、地すべり地形を回避して風車配置等を行うよう努めます。なお、別紙6に示すとおり、「北海道の地すべり地形分布」との関係を示します。</p> <p>②P213の図3.2-16(4)でご指摘の地点は既設道路の拡幅の可能性があり、事業実施想定区域として記載しております。道路の一部(60m程度)が重複しております。事業実施想定エリアに対する規模、想定される改変内容から、影響はごく僅かと考えており、配慮書上の記載としております。方法書では、「事業実施想定区域内のごく一部の区間に土砂災害警戒区域が分布する。」に修正いたします。</p> <p>③事業実施想定区域内に山地災害危険地区のうち、崩壊土砂流出危険地区が分布し、これらは主に河川沿いに指定されております。基本的には風車及びアクセス道路は、丘陵地に設置されるため、現時点では当該河川沿いにおける改変は予定しておりません。今後、現地調査結果を踏まえ、工事計画の熟度が上がった方法書以降段階で、より詳細な改変範囲についてもお示しできるよう努めます。また、今後の事業計画の具体化を図る上では、土砂災害によるリスクを回避・低減できるよう改変の範囲を検討いたします。</p>
			2次	<p>①1次質問②の回答にて、土砂災害警戒区域が既設道路の拡幅の可能性のある箇所と重複していることについて、「影響はごく僅か」とありますが、P213の図のとおり、土砂災害警戒区域は既設道路に沿うようにして局地的に指定されており、改変面積が大きくないことだけをもって影響が小さいと言えるのか疑問です。「土砂災害警戒区域が道路沿いに局地的に指定されている」ことを踏まえ、事業実施想定区域がこの範囲と重複していることによる影響について、改めて事業者の見解を伺います。 また、この範囲の改変を前提としている場合、どのような環境保全措置を検討されるのか、現時点での想定で構いませんのでご教示ください。</p> <p>②事業実施想定区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」(令和6年3月林野庁)に基づく山地災害危険地区が存在しており、土砂災害等の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討してください。</p>	<p>①現時点では、土砂災害警戒区域の災害の素因となる崖地形の改変は想定しておらず、崖地形下部の既存道路の拡幅の可能性について検討しております。そのため、改変による当該区域の災害の素因となる地形に関するリスクについては、現状から変わらないものと考えております。事業実施想定区域は、道路部から一定の幅を含めた範囲として記載していることから、方法書以降においては区域の絞り込みを行い、適切に記載いたします。 なお、道路の拡幅等が発生する場合は、道路管理者、後志振興局等関係箇所と協議を行い進めてまいります。</p> <p>②山地災害危険地区等の土砂災害が生じる恐れがある場所には風力発電機を配置しないよう検討します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-21	210	図3. 2-16(1) 砂防指定地等の指定状況(広域)	1次	風車設置想定範囲ではないとされているものの、事業実施想定区域の南部に面的な崩壊土砂流出危険地区が重複していますが、現段階での区域の絞り込みにおいて、土石流が起こるリスクのある区域を除外としなかった理由をご教示ください。	事業実施想定区域の南東部において、山腹崩壊等によって発生した土砂等が土石流となり、災害が発生するおそれがある地区として崩壊土砂流出危険地区が設定されています。当該範囲はアクセス道路等の設置の可能性があります。万が一土石流が発生した場合においても風車自体には影響なく、風車の倒壊等による災害リスクもないことから、除外していません。
			2次	<p>①当該範囲において万が一土石流が発生しても、風車自体への影響はなく、風車の倒壊等により災害リスクもないことについては理解しましたが、アクセス道路等の設置可能性があるのであれば、そのことに起因して土石流が発生しやすくなるおそれがあるのではないのでしょうか。</p> <p>このことを踏まえ、道路造成にあたり、崩壊土砂流出危険地区を回避する見込みがあるのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>また、回避しない見込みである場合、環境保全措置として検討されていることがあればご教示ください。</p> <p>②事業実施想定区域内には、砂防指定地や土砂災害警戒区域、海岸保全区域等が指定されていないと記載されていますが、風力発電設備や工用道路などの具体的な位置が決定した段階で、後志総合振興局小樽建設管理部に確認してください。</p>	<p>①道路造成の検討にあたっては、地形判読や現地踏査等を踏まえ、土石流の上流(発生源)となるような場所を極力避けて回避するよう努めます。また、必要に応じ排水の整備等の対策を検討していきたいと考えております。</p> <p>②風力発電設備や工用道路等の具体的な位置が決定した段階で、後志総合振興局小樽建設管理部に確認いたします。</p>

#### 4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	218	表4. 1-1	1次	本配慮書では「超低周波音」を配慮事項として選定されておりませんが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかご教示願います。	現段階では、風力発電機の配置、機種が未定ですが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、その影響について、方法書以降の手続きにおいて調査・予測・評価を実施することを検討します。
			2次	<p>1次回答について、住民等から超低周波音による不安や懸念が示されなかった場合は、その影響について調査、予測及び評価は実施しないということでしょうか。見解を伺います。</p> <p>また、もし住民等からの不安や懸念があった場合以外に調査、予測及び評価を実施するのであれば、どのような場合に実施するのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>超低周波音に関しては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年、環境省)によると、「20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。」とされ、令和2年11月発電所アセス省令の改訂に伴い、参考項目から除外された項目であることなどから、現時点では計画段階配慮事項として選定しておりません。</p> <p>しかしながら、地域住民の方々の不安や懸念に対して丁寧に対応し、事業に対して理解促進を図ることは重要と認識しており、懸念事項の内容に応じて、個別の対応(当該住民に対する更なる説明、超低周波音の予測値の提示)等を検討しております。</p> <p>これらのベースとなる、知見の収集や自主的な調査・予測・評価は、風車配置の検討の中で、懸念の有無に寄らず実施する予定です。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-2	228	3. 評価(2) 評価結果【騒音】	1次	<p>既設の風力発電機・計画中の風力発電機との累積的影響についても考慮し、適切な影響予測及び環境保全措置の検討に努める、とありますが、</p> <p>①計画中の事業であればどの段階の事業が影響予測の対象となるのか、具体的にお示してください。</p> <p>②適切な影響予測及び環境保全措置とはどのようなものを想定しているのか、どのような場合に、どのような対応をするのか等、具体的にお示してください。</p>	<p>①現時点では、一部の事業者とは事業計画等に関する協議を開始したところですが、今後風車配置、機種等詳細が決まっていくことから、それぞれの事業計画の熟度が高まっていく過程で、風車配置や風車機種等の仕様等の情報等、騒音、風車の影、動物、景観の累積的影響に係る情報について共有し、連携を図るよう努めます。累積的影響の予測に関しては、風車配置及び風車機種等の仕様が定まる準備書以降の段階に至った事業を対象とすることを想定しておりますが、適宜周辺で計画中の事業者と情報交換等を行うよう努めます。</p> <p>②現時点では、環境保全措置として風車配置の再検討することを想定しております。予測にあたっては、対象となる風車の機種、配置に関して、検討時点において入手しうる最新の情報を用いることにより、予測の精度の向上に努めたいと考えております。また、住民等から不安や懸念が示された場合、その内容について個別にヒアリングする等、丁寧な対応に努めます。</p>
4-3	235	3. 評価(2) 評価結果【風車の影】	1次	<p>留意事項の3つ目について、</p> <p>①計画中の事業であればどの段階の事業が影響予測の対象となるのか、具体的にお示してください。</p> <p>②「必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を検討する」について、具体的にお示してください。</p>	<p>①現時点では、一部の事業者とは事業計画等に関する協議を開始したところですが、今後風車配置、機種等詳細が決まっていくことから、それぞれの事業計画の熟度が高まっていく過程で、風車配置や風車機種等の仕様等の情報等、騒音、風車の影、動物、景観の累積的影響に係る情報について共有し、連携を図るよう努めます。累積的影響の予測に関しては、風車配置及び風車機種等の仕様が定まる準備書以降の段階に至った事業を対象とすることを想定しておりますが、適宜周辺で計画中の事業者と情報交換等を行うよう努めます。</p> <p>②現時点では、環境保全措置として風車配置の再検討することを想定しております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	250 269	③専門家等へのヒアリング	1次	<p>コウモリ類、鳥類及び植物については、1名のみしかヒアリングが実施されていません。専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、どの分野も複数名へのヒアリングを実施することが望ましいと考えられますが、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>また、調査手法の設定に際し、他の専門分野の専門家にもヒアリングが必要と考えますので、併せて見解をご教示ください。</p>	<p>専門家へのヒアリングについては、地域性や弊社事業に係るこれまでの実績等を踏まえ選定しております。選定した専門家からは広範な意見を頂戴しているものと認識しております。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり広く意見を聴取することは重要と考えており、方法書手続き以降の検討にあたっては、他の分野の専門家へのヒアリングも含め、幅広く情報収集するように努めます。</p>
			2次	<p>①他の専門分野として、発電所の設置により影響を受ける可能性がある、コウモリ類以外の哺乳類、爬虫類・両生類・昆虫類・魚類及び底生動物（昆虫類を除く）についても複数の専門家等へヒアリングを行うべきと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②1次質問の回答で「方法書手続き以降の検討にあたっては～」とありますが、方法書時点で他の分野の専門家へのヒアリングや複数名の専門家ヒアリングは実施しないのでしょうか。より正確な調査のためには方法書時点でヒアリングを行う必要があると考えられますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①②専門家へのヒアリングについては、事業特性上、直接的な影響を受ける可能性が高いと考えられる分類群である、コウモリ類、鳥類及び植物に関して、地域性や弊社事業に係るこれまでの実績等を踏まえ選定しております。選定した専門家からは広範な意見を頂戴しているものと認識しております。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり広く意見を聴取することは重要と考えており、方法書の検討にあたっては、他の分野の専門家へのヒアリングも含め、幅広く情報収集するように努めます。選定した専門家のヒアリング等において多様な見方・見解等の把握に努め、その内容により複数の専門家の必要性について検討したいと考えております。</p>
4-5	250	表4.3-15(1) 専門家等へのヒアリング結果概要（有識者A）	1次	<p>海蝕洞に関する意見がありますが、現段階で海蝕洞や廃トンネルといった洞窟等の存在はどの程度把握しているのか、していなければ海蝕洞の把握について検討されていることがあればご教示ください。</p>	<p>現段階では、海蝕洞や廃トンネルといった洞窟等についての確認はしていませんが、コウモリ類の重要な生息環境であることは認識しておりますので、方法書以降の手続きにおいて専門家等の助言・指導を仰ぎながら調査方法等について検討していく予定です。</p>
			2次	<p>1次回答では「方法書以降の手続きにおいて～調査方法等について検討していく」とありますが、調査方法の検討に先立ち、まずは海蝕洞や廃トンネルといった環境が存在するかを確認する必要があると考えられます。こういった洞窟等の確認はどの段階で実施される見込みか、ご教示ください。</p>	<p>調査方法の検討にあたっては、事前に現地確認を行う予定であり、その際に海食洞や廃トンネルの有無についても確認したいと考えております。</p>
4-6	251	表4.3-15(2) 専門家等へのヒアリング結果概要（有識者B）	1次	<p>①ヨタカについて、夜間の録音調査やコールバック調査に関する意見がありますが、現時点での想定で構いませんので、実施見込みについてご教示ください。また暗視機器等、この他に検討している調査手法があればご教示ください。</p> <p>②夜間に活動する種として、オオジシギやフクロウ類が文献情報にありますが、これらの種に対してもヨタカ同様に夜間の調査が実施されるものと考えてよろしかったでしょうか。</p>	<p>①夜間の調査については実施する方針としております。また、暗視機器の使用を含め調査方法等については方法書段階における専門家のヒアリングを踏まえ検討致します。</p> <p>②夜間の調査については実施する方針としております。また、調査方法等については方法書段階における専門家のヒアリングを踏まえ検討致します。</p>
			2次	<p>1次質問のそれぞれの回答について、夜間調査を実施することは理解しましたが、現時点で想定される夜間調査の対象鳥類種をお示しください。</p>	<p>ヨタカやオオジシギ、フクロウ類を対象として実施する予定です。調査対象種や具体的な調査方法については、専門家の意見を踏まえた上で検討します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-7	259	②動物の注目すべき生息地	1次	<p>環境省の「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き」では、複数のバードストライクが起きた風車の多くは海岸段丘上に位置しているとの報告があり、海岸段丘は要注意箇所として挙げられています。このような事例があることについては把握されているでしょうか。ご教示ください。</p> <p>また、留意事項として「風力発電機の配置計画の見直しなど重大な影響を可能な限り回避」とありますが、段丘上に風車を設置する見込みはあるのかどうか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>ご指摘いただいた事例は把握しております。風力発電機設置想定範囲は、「泊-弁慶岬段丘」を一部含みますが、同手引きに記載されている上昇気流の誘因となる段丘崖からの距離は離れております。その他、手引きに記載されるバードストライクの発生要因については、専門家へヒアリングを行う等、十分留意します。</p>
			2次	<p>1次質問での回答において、「風力発電機設置想定範囲は～上昇気流の誘因となる段丘崖からの距離は離れております」とありますが、どの程度の離隔があるのかご教示いただくとともに、それが十分な離隔距離であるとする場合は、その理由もご教示ください。</p> <p>また、この「上昇気流の誘因となる段丘崖」と風力発電機設置想定範囲の位置関係がわかる図をお示しください。</p>	<p>別紙(1)に示すとおり、段丘崖と風力発電機の設置を想定する丘陵までは海成段丘面を挟んで800m程度の距離となります。一方で、海岸から近い丘陵地について上昇気流による影響の可能性も否定できないため、1次回答の通り、手引きに記載されるバードストライクの発生要因について専門家へヒアリングを行う等、十分留意します。</p>
4-8	259	②動物の注目すべき生息地 [留意事項]	1次	<p>[留意事項]の1つ目について、</p> <p>①「動物の生息状況を現地調査等により把握し～」とありますが、方法書では調査地点のほか、踏査ルートは示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのが確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②動物への影響の程度を予測評価した上で「必要に応じて」環境保全措置を検討するとありますが、「必要に応じて」とはどのような場合を想定しているのか、現時点での見込みで構いませんのでご教示ください。</p>	<p>①方法書では、可能な限り具体的な調査ルートや調査地点を記載するよう努めます。</p> <p>②バードストライクやバットストライクが発生する可能性が高い場合、生息環境に変化が生じることにより重要種の継続的な生息が危ぶまれる場合等を想定しております。</p>
			2次	<p>「必要に応じて～環境保全措置を検討」について、1次質問②の回答のような環境保全措置の必要性が生じた場合、どのような措置を検討されるのか、現時点での想定で構いませんので可能な限り具体的に教示ください。</p>	<p>環境保全措置の必要性が生じた場合は、専門家へヒアリングを行ったうえで、動物の重要な種や生息環境等への影響が少ない風車配置を検討します。そのほか、バードストライクやバットストライクの回避のための最新の知見について情報収集し影響低減に努めます。</p>
4-9	268	図4.3-7 重要な植物群落等	1次	<p>事業実施想定区域北部に位置するエゾイタヤシナノキ群集（自然度9）と風力発電機の設置予定範囲が3、4割程度重複していますが、本事業区域及びその周囲において、本群集がまとまって分布している箇所が少ないことから、改変の回避を検討する必要はないでしょうか。</p> <p>本群集の一部が干害防備保安林であることから、保安林の機能を踏まえて事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>現時点では風車配置及びアクセス道路等において未確定事項が多いことから、改変する可能性がある範囲を広めに設定しておりますが、当該群集のみならず、植生自然度10及び9のエリアについては、優先的に保全を図るべき植生と認識しております。また、当該群集の一部は干害防備保安林に指定されており、干ばつ防止の観点からも改変回避を検討する必要があると認識しております。</p> <p>方法書以降の手続きでは、現地の状況をしっかりと確認、把握し、専門家の意見もヒアリングの上、改変範囲から除外するよう努めます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-10	269	表4.3-26 専門家等へのヒアリング結果概要（有識者C）	1次	<p>①本地域に精通している専門家として、黒松内ぶなセンターのスタッフが挙げられていますが、すでに連絡等は取っているでしょうか。現段階での協議状況についてご教示ください。</p> <p>②事業者の対応の5つ目の項目として、自然植生の改変を「極力回避」するよう事業計画を検討する旨記載がありますが、事業実施想定区域及びその周辺においては、自然植生がまとまって分布している箇所が少なく、小規模なまとまりがほとんどであることを踏まえると、改変の回避を検討する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①現時点ではまだコンタクトは取っていません。今後、方法書の検討に際してはヒアリングを実施したいと考えております。</p> <p>②現時点では計画熟度が低く、風車配置も確定していないため、風力発電機設置想定区域も広めに設定しております。当該群落のみならず、植生自然度10及び9のエリア等の自然植生については優先的に保全を図るべき植生と認識しておりますので、方法書以降の手続きでは、現地の状況をしっかりと確認、把握し、専門家の意見もヒアリングの上、改変範囲から除外するよう努めます。</p>
			2次	<p>1次回答①について、有識者Cから「ヒアリングしたほうがよい」と意見があり、それを踏まえて配慮書段階でもヒアリングすることが望ましいと考えますが、ヒアリングのタイミングを方法書の検討段階とした理由をご教示ください。</p>	<p>ブナの北限である黒松内側に事業実施想定区域を設定していなかったこと等から、風車配置等の計画の熟度が高まった方法書段階において、ヒアリングを行う方針で考えておりました。ご指摘を踏まえ、早期の段階でヒアリングを行い、その結果を方法書に反映いたします。</p>
4-11	272	(2)評価結果【植物】	1次	<p>①[留意事項]の1つ目に、「植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握し～」とありますが、方法書ではコドラートのほか、踏査ルートは示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②留意事項の一点目において、植物の重要な種及び群落への影響の程度を予測評価した上で「必要に応じて」環境保全措置を検討するとありますが、「必要に応じて」とはどのような場合を想定しているのか、現時点での見込みで構いませんのでご教示ください。</p> <p>③三点目において、河川への濁水等の流入が生じないような計画や工法を検討するとありますが、現状、風車設置想定範囲の一部には、土砂流出防備を目的とした保安林が含まれています。濁水等への流入を防止するのであれば、当該保安林の伐採の回避が重要と考えられますが、この点について今後の区域の絞り込みで検討する見込みがあるか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①方法書では、可能な限り具体的な調査ルートや調査地点を記載するよう努めます。</p> <p>②生育環境に変化が生じることにより重要種の継続的な生育が危ぶまれる場合、周辺を含めた地域の個体群が消失する可能性がある場合等を想定しております。</p> <p>③事業計画や工事計画の熟度が低い現時点では、風力発電機設置想定範囲にアクセスするための輸送路として道路拡張や改良を伴う既存道路の活用や、現地の地形条件から工用道路の新設等の可能性のある範囲を広めに設定しております。今後、事業の詳細検討を進めるにあたっては、改変エリアを最小限に留めるとともに、当該保安林を極力回避するよう努めます。</p>
			2次	<p>「必要に応じて環境保全措置を検討」について、1次質問②の回答のような環境保全措置の必要性が生じた場合、どのような措置を検討されるのか、現時点での想定で構いませんので可能な限り具体的に教示ください。</p>	<p>環境保全措置として、まずは重要種の生育地の改変を避けるよう事業計画の見直しを図ります。改変の回避が困難な場合は、専門家の意見を踏まえた上で、移植等の代償措置を検討します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-12	278	2. 予測 3. 評価 【生態系】	1次	<p>①「事業実施想定区域内については、「保安林」、「植生自然度10及び植生自然度9の自然植生」が分布することから～」とありますが、保護林も事業実施想定区域内であるため、保護林に対する予測及び評価結果をご教示ください。</p> <p>②風力発電機設置想定範囲が保護林と接しているように見えますが、指定されている区域周辺の森林を開発することにより、保護林内の風倒が発生しやすくなるなど間接的に影響を受ける可能性はないでしょうか。</p> <p>③留意事項の一点目において、「保安林や自然植生といった重要な自然環境のまとまりの場の改変を極力避けるよう検討」とありますが、P115の図によると、北部のエリアについてはほぼ全域が保安林であり、この区域に風車を設置する場合は保安林の伐採は回避することができません。このような保安林分布状況であっても、北部エリアを除外しなかった理由をご教示ください。</p>	<p>①②現時点では風車配置及びアクセス道路等において未確定事項が多く、事業実施想定区域を広めに設定していることから保護林が含まれておりますが、当該保護林は風車配置想定区域から除外しており、アクセス道路や一時使用地としても既設林道を活用し、保護林自体の改変を避けるよう検討致します。また、保護林の周囲を改変する場合は、保護林への影響の有無について専門家へヒアリングを行う等、適切な対応をまいります。</p> <p>保護林に対しては、直接改変することはないものの、保護林周辺の改変により影響が生じる可能性があると考えておりますが、今後の環境影響評価手続きにおいて、実施想定区域の絞り込み、土地の改変面積の低減等を行うことにより、重大な影響の低減または回避が可能であると考えております。</p> <p>③事業計画や工事計画の熟度が低い現段階では、風力発電機設置想定区域は風況条件の良い尾根を選定しており、事業実施想定区域については、風力発電機設置想定範囲へのアクセス道路の造成、現地の地形条件から、切土、盛土等の可能性のある範囲を考慮し地形単位で広めに設定しております。現段階においては、保安林の分布を把握し、今後、検討の熟度に応じて、現地調査結果や、保安林所管箇所との協議結果を踏まえ、改変範囲を最小限に留めるよう絞り込みを行うことで考えております。</p>
			2次	<p>①保護林の中心部や林縁部に既設林道が存在していますが、これらの林道を活用する際、保護林と接する道路の幅幅や枝払いといった改変も回避されるのでしょうか。</p> <p>また、同様の理由で保護林周辺の森林への影響も回避又は低減されるのでしょうか。</p> <p>②1次質問③の回答において、「改変範囲を最小限に留めるよう絞り込みを行う」とありますが、改変範囲を小さくする検討の前に、まずは優先的に回避する必要があるのではないのでしょうか。北部エリアについてはほぼ全域が重複している状況ですので、保安林を回避をする場合、北部エリアでの事業実施自体の可否の検討、ということが考えられますが、そういった検討をされる見込みはあるのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①既設林道を使用する場合においても、現地踏査において隣接道路を含めた保護林周囲の現況の植生の分布状況、保護林と道路の位置関係等を現地確認し、専門家のヒアリング等も行いながら影響を回避することに努めます。</p> <p>②現段階では風力発電機の配置、機種等が未定であり、方法書以降の手続きにおいて計画の熟度を高めてまいります。事業実施想定区域の絞り込みにあたっては、保安林については極力改変範囲が小さくなるエリアを選定しながら、後志森林管理署と協議を行い、その結果を踏まえ進めてまいります。</p>
4-13	281	表4. 3-30	1次	<p>事業実施想定区域周辺の地域住民が日常慣れ親しんでいる身近な眺望点を選定する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>道の駅等、地域住民が日常慣れ親しんでいる身近な眺望点も含めて選定しております。関係町村へのヒアリングでも確認しておりますが、方法書手続きでは眺望点の追加の必要性についても再度検討します。</p>
			2次	<p>本地域は沿岸部に沿って住宅等が広く存在していることや、内陸側においても道道523号線美川黒松内線沿いに住宅等がいくつか存在していることから、そのような日常的に眺望できる地点からの影響を確認するためにも、身近な眺望点の選定が望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>また、どのような地点について追加の必要性を再検討するのか、ご教示ください。</p>	<p>眺望点に関しては、その地点からの眺望を観察するために人が集まる場所や、地域住民が慣れ親しんでいる場所について、文献等からの選定だけではなく、地域の意見として関係町村のヒアリングを行い、代表点として抽出しております。今後、計画の熟度が上がる段階においては、地区における説明会等を通じて聞き取りを行うこと等についても検討していきたいと考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次	<p>①歌島高原から見える範囲のほぼ全方向が眺望方向となる可能性について、現時点における事業者の見解を伺います。また、全方向が眺望方向となる可能性が考えられる場合は、主要な眺望方向への影響が限定的となる配置が可能となるのか、見解を伺います。</p> <p>②歌島高原は垂直見込角が60度を超える結果となっていますが、面的に広がる眺望点において、高原内などの眺望地点から、どの眺望方向への眺望を阻害しない配置を想定しているのかご教示ください。</p> <p>③風力発電機設置想定範囲内に歌島高原が所在するのであれば、最短距離は0mではないでしょうか。そのように設定しなかった理由と、0mとした場合の垂直視野角をお示しください。</p> <p>④歌島高原や月越高原など、留意事項にある風車の機種、配置、塗色の検討により影響を低減することができるレベルの垂直見込角であるのか疑問ですが、垂直視野角がどの程度になるまで低減することを想定しているのか、それとも、垂直視野角が大きくても一定の条件を満たすことで影響を低減することが可能と考えているのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①歌島高原については、眺望点としての利用状況や、主要な眺望方向、風車と景観に関する考え方等について、今後自治体へヒアリングを行う予定であり、フォトモニタージュ等を使いながら意見交換等を進めてまいりたいと考えております。方法書以降の手続きにおいて実施する現地調査、上記フォトモニタージュ及び自治体へのヒアリング結果等を踏まえ、適切な風車配置となるよう検討致します。</p> <p>②詳細については前述のとおりヒアリングや方法書手続き以降の調査結果を踏まえて検討致します。</p> <p>③今回垂直視野角を算出するにあたっては、風車の詳細位置を決定していないこと及び眺望点を特定していないことから、暫定的に風車ブレード旋回半径程度である100mを離隔距離とし垂直見込角の算出をしております。なお、最短距離を0mとした場合の垂直見込角は90度となります。</p> <p>④風車の機種、配置、塗色の検討によって影響を全て回避することは不可能という認識ですが、一定程度の低減は可能と考えております。また、評価に関しては垂直見込角のみで一元的に判断するのではなく、環境学習の場としての活用や、景観資源としての活用等についても視野に入れて自治体と相談してまいりたいと考えております。</p>
4-14	287 ～ 288	3. 評価 【景観】	2次	<p>①1次質問④の回答からは、今ある歌島高原の景観の維持に対しての見解が読み取れませんが、この視点での風力発電機の配置の検討を行うのか、行うのであればどのような検討を行うのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②1次質問④の回答にて「評価に関しては垂直見込角のみで一元的に判断するのではなく、環境学習の場としての活用や、景観資源としての活用等についても視野に入れ」と回答がありましたが、このような観点からの眺望景観の調査データをどのように収集し、予測及び評価する見込みなのか、現段階の想定で構いませんので、ご教示ください。</p> <p>③景観に関しては明確な基準がないため、「一定程度の低減」をどの程度にするのか判断が難しいと考えられます。そのため、関係自治体のほか、眺望点の利用者がどのように感じるか調査していただきたいと考えますが、今後どのような調査を検討しているのか、見解を伺います。</p> <p>④主要な眺望点から風力発電機設置想定範囲までの最短距離は約0.1kmから約8.6kmとの記述があり、想定されている風力発電機が全高180mと仮定した場合の垂直見込角が1.2度から14.4度までを範囲としていますが、この垂直見込角による鉄塔の見え方と実際の見え方が異なる可能性があるため、それぞれの地域の景観の保全を考える上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮してください。</p> <p>⑤フォトモニタージュ作成時は、風力発電機が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング毎に四季（春期・夏期・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成してください。</p>	<p>①1次回答①に記載のとおり、眺望点としての利用状況や、主要な眺望方向、風車と景観に関する考え方等について、今後自治体へヒアリングを行い、その結果に基づいて、極力主要な眺望方向への景観を阻害しないような配置を検討します。</p> <p>②③自治体や地域住民に対し、環境学習の場や景観資源としての活用に関するヒアリングを行う他、フォトモニタージュを用いた見え方や風車に対する感じ方についての意見聴取を行った上で、定性的な予測評価をしたいと考えております。</p> <p>④垂直見込角による鉄塔の見え方と実際の見え方が異なる可能性があることを踏まえ、それぞれの地域の景観の保全を考える上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮して検討いたします。</p> <p>⑤フォトモニタージュ作成時は、風力発電機が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング毎に四季（春期・夏期・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-15	288	3. 評価 【景観資源】	1次	<p>①景観資源の「泊-弁慶岬段丘」と事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲が一部重複しておりますが、風力発電機の設置や、道路新設や既設道路の拡幅等の土地の改変行為を実施することを想定しているのか、ご教示ください。</p> <p>②「泊-弁慶岬段丘」については、事業実施想定区域と一部重複しているものの、留意事項が示されていません。どのようなことに留意して影響を回避又は低減するのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③景観資源である「歌島沼」は事業実施想定区域外であり、改変の影響は受けないと思われませんが、歌島沼を眺望する眺望点は存在しないのか、ご教示ください。</p> <p>また、景観資源としての歌島沼について、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①②「泊-弁慶岬段丘」では、段丘面上の既設道路からのアクセス道路、及び段丘面上における一部造成を想定しています。計画にあたっては、段丘としての地形の形状を大きく変更するような改変を避け、景観としての地形の特徴が保たれるよう留意して工事計画等の検討を行い、影響の回避・低減を図ります。</p> <p>③公的HP及びヒアリングにおいて、歌島沼を眺望対象とするビュースポットは確認されておりません。引き続き情報収集に努め、歌島沼を眺望するビュースポットが特定された場合には、主要な眺望点への追加選定を検討いたします。</p>
			2次	<p>本事業は、規模（高さ）が大型である上に、事業実施区域内には含まれていないものの狩場茂津多道立自然公園が近接しているため、本事業の実施により、景観への影響が懸念されます。</p> <p>そのため、これらの影響について表4.4-1(3)計画段階配慮事項の評価結果（p.288）に記載されているフォトモニタージュ手法などで影響を予測し、自然公園区域から十分な離隔距離を確保するなど景観への影響を回避又は極力低減してください。</p>	<p>景観に関する影響の検討にあたってはフォトモニタージュ手法等を用い、自然公園区域から十分な離隔距離を確保する等景観への影響の回避又は極力低減するよう努めます。</p>
4-16	292	3. 評価 【人と自然との触れ合いの活動の場】	1次	<p>①歌島高原はパラグライダーのフライトエリアとして利用されているとのことですが、風力発電機建設後もこの活動は実施できるのか、また、活動が可能である場合、パラグライダーのフライトエリアに風力発電機が存在することが安全面を考慮した場合に問題とならないのか、それぞれ事業者の見解を伺います。</p> <p>②パラグライダーを行っている関係団体との調整の実施の有無と、調整している場合はその概要を、調整していない場合は今後の協議予定（方法書作成前には行うなど）をお示しください。</p> <p>③風力発電機建設後に歌島高原内への入場は規制されるのかご教示ください。</p>	<p>①今後、歌島高原でパラグライディングを企画運営されている北海道ハング・パラグライディング連盟へ事業計画概要を説明するとともに、フライトエリアや方向等に係る実態をヒアリングする予定であります。その結果を踏まえ、風車配置、安全対策等、パラグライダーのフライトに対して問題とならないよう同連盟と協議を重ねてまいります。</p> <p>②現時点では調整は実施しておりませんが、歌島高原で風況観測塔を建柱した際に同連盟と意見交換しております。</p> <p>今後は①にも記載のとおり、風車配置の確度が高まった段階で概要を説明し、協議を重ねてまいります。</p> <p>③歌島高原内への入場規制は想定しておりませんが、風車周辺の一部については保安上立入制限をさせて頂くことで考えております。</p>
			2次	<p>①協議の結果、安全対策上、フライトに支障が出るようであれば、風車配置の変更や取り止めを検討されるのでしょうか。本事業の実施により、フライトエリアの変更など、相手方に負担を強いることとなる可能性はあるのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②風況観測塔を建柱した際の意見交換では連盟からどのような意見があったのか、参考にご教示ください。</p>	<p>①当該エリアの風車配置の検討については、今後、パラグライディング協会等関係者との協議を行い、フライトエリア等も考慮したうえで、極力影響が出ない位置での配置を検討します。また、風車の設置によりフライトの安全性が損なわれる可能性がある場合は、当該エリアでの設置の取りやめも含め検討を行います。</p> <p>②ハングパラグライダーの活動状況を伺ったほか、風力事業に関しては、国内の他地区で飛行エリアに風車が建設された際にスポーツクラブ側で自主的に飛行禁止エリアを設定したという事例や、GPSを活用することで飛行中に禁止エリアに接近した際にアラートが鳴るという安全対策等の情報を教示頂きました。</p>

### 5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		
			2次		